資料６

公立病院経営強化プランについて

○　令和４年３月２９日付け総務省自治財政局長通知により、公立病院は、令和４年度又は令和５年度中に「公立病院経営強化プラン」を策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組むこととされた。

○　公立病院経営強化プランの策定に当たっては、策定段階から**地域医療構想等調整会議の意見を聴く機会を設ける**ことなどを通じて地域医療構想や医師確保計画等との整合性を確認することとされている。

策定中のプランについて、地域医療構想との整合性等について、ご意見をお伺いするもの

＜参考：公立病院経営強化ガイドラインから抜粋＞

・今後の公立病院経営強化の目指すところは、**公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができる**ようにすること。

・**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点**を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要。

・地域の中で**各公立病院が担うべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」を進めていく**ことが必要。特に、機能分化・連携強化を通じて、**中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約し医師・看護師等を確保するとともに、基幹病院から不採算地区病院をはじめとする基幹病院以外の病院への医師・看護師等の派遣等の連携を強化していくこと**が重要。

・経営強化プランは、当該公立病院の地域医療構想に係る具体的対応方針として位置付けることとされていることも踏まえ、**地域医療構想と整合的であること**が求められる。

①岐阜市民病院における経営強化プラン

〇岐阜市民病院経営強化プランの主な項目と記載内容について

項　　目	記　載　内　容
〇役割・機能の最適化と連携の強化	
・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能	小児科医療や精神科医療など地域医療において必要不可欠な医療を提供するとともに、岐阜大学医学部附属病院や岐阜県総合医療センターなどと連携しながら、専門的な手術、がん医療などの先進的かつ高度な医療を提供し、岐阜圏域全体の急性期医療を担うことで、市民にとって「最後の砦（よりどころ）」となる役割を果たしていく。
・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能	在宅医療を担う医療機関や介護・福祉関連施設とも密に連携を図り、急性期病院として地域包括ケアシステムの構築に寄与する。
・機能分化・連携強化	岐阜県で最初の「地域医療支援病院」として、また岐阜医療圏の「紹介受診重点医療機関」として「かかりつけ医」制度をさらに推進し、専門的な検査や治療を必要とする紹介患者を積極的に受け入れる。
〇医師・看護師等の確保と働き方改革	
・医師・看護師等の確保	地域の医療機関の求めに応じて、手術執刀医師や不足する診療科等の医師の派遣を実施する。
・医師の働き方改革への対応	・全ての医師を対象に労務管理等に関する研修や講演会を開催し、適切な労務管理や時間外労働時間の削減に対する啓発や意識改革に努める。 ・システムを活用し医師の在院時間を把握するとともに、労働と自己研鑽に関するルールに則り、適切な労務管理を実施する。 ・多職種によるタスクシフト・タスクシェアを推進し、職員の業務負担の軽減・平準化と時間外労働時間の削減を図る。
〇経営形態の見直し	今後も厳しい経営環境が見込まれる中、公立病院として将来にわたり地域に必要な医療を安定して提供していくため、地方公営企業法の全部適用による成果を検証した上で、更なる経営形態の見直しの必要性について検討する。
〇新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ整備した、新興感染症の感染拡大に対応したＢＣＰ（業務継続計画）に基づき、次のことに取り組む。 ・マスク等の感染防護具や手指消毒液等の感染対策資材を必要数備蓄する。 ・感染拡大時において、感染（疑い）患者を診察する外来スペースや感染患者の入院を受け入れる専用の病棟を定め、当該スペースや病棟における感染（疑い）患者の受け入れ手順等を周知する。 ・病院内で感染が発生した際の対応手順を定め、感染拡大を防止するとともに、診療体制を最大限維持できるよう努める。